

## 独立行政法人評価制度委員会運営規則

平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 4 条の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会運営規則を次のように定める。

## （総則）

第 1 条 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び独立行政法人評価制度委員会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## （会議）

第 2 条 委員長は、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知して、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会議の出席には、会議の開催場所への参集によるほか、委員長が必要と認めるときには、ビデオ会議システムを利用した会議への参加を含めるものとする。

3 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕がないと認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## （会議の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認める場合には、委員長は、委員会に諮って、非公開とすることができる。

## （議事録等の公開）

第 4 条 委員長は、議事の経過について、会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員の確認を得て議事録を作成するものとする。

2 会議の議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、委員長は、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めるときは、委員会に諮って、その全部又は一部を

非公開とすることができる。

(部会の運営)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

2 部会長は、委員長の求めがあった場合には、部会を招集しなくてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(委任規定)

第6条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月9日から施行する。

## 部会設置規程

平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
評価部会	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること（会計基準等部会の所掌に属するものを除く。）。
会計基準等部会	独立行政法人通則法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する事項及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項について調査審議すること。

**独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について**

平成 27 年 4 月 9 日

平成 27 年 8 月 5 日改正

**独立行政法人評価制度委員会決定**

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。
- 2 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）に基づく、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率についての主務大臣の通知に対し、意見を述べること。

独立行政法人評価制度委員会で処理する事務の会計基準等部会への付託について

平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、会計基準等部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 12 条の 2 第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する基準及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する基準の技術的な変更等について調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等  
関係者の審議への参画について（申合せ）

平成27年4月9日  
独立行政法人評価制度委員会

独立行政法人評価制度委員会においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせる。

委員会の委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（以下「法人等」という。）に係る役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者（以下「法人等関係者」という。）である場合、当該委員の法人等に関する委員会の審議・議決への関与・参加については、次のとおりとする。

- 1 当該委員は、当該法人等に関する委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長から求めがある場合は、この限りではない。
- 2 当該委員は、当該法人等に関する委員会における議決に参加しない。
- 3 委員が法人等関係者に新たに該当するに至った場合、当該委員はその旨を委員会に報告する。
- 4 以上のほか、法人等との関係上、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがある事情がある場合は、委員は、委員長に申し出て審議及び議決を回避することができる。
- 5 上記の申合せは、部会についても準用する。この場合において、「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

## 独立行政法人の概要

No	法人名 ※は行政執行法人 ★は特定国立研究開発法人	主務 府省	主 な 業 務
1	国立公文書館 ※	内閣	・歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用
2	北方領土問題対策協会	内閣	・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う
3	日本医療研究開発機構	内閣	・医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等
4	国民生活センター	消費	・国民生活の改善に関する情報の提供 ・国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する情報の提供 ・重要消費者紛争の解決
5	情報通信研究機構	総務	・情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報 ・高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援
6	統計センター ※	総務	・国勢調査、消費者物価指数、労働力調査(完全失業率)等国の基幹的統計の製表 ・府省・地方自治体の統計作成の支援 ・政府全体の公的統計基盤の整備・提供
7	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること
8	国際協力機構	外務	・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進
9	国際交流基金	外務	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん
10	酒類総合研究所	財務	・酒類の高度な分析・鑑定(これらに伴う手法の開発を含む) ・酒類の品質に関する評価 ・酒類及び酒類業に関する講習 ・酒類及び酒類業に関する研究・調査
11	造幣局 ※	財務	・貨幣の製造・販売・鋳つぶし ・勲章・褒章・賜杯・記章・極印の製造 ・貴金属の品位証明
12	国立印刷局 ※	財務	・銀行券の製造 ・官報の編集・印刷・普及 ・国債・印紙・郵便切手・旅券等の製造・印刷
13	国立特別支援教育総合研究所	文科	・特別支援教育に関する研究のうち実際の研究を総合的に行う ・特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修を行う
14	大学入試センター	文科	・センター試験に関する問題作成・採点その他一括して処理することが適当な業務
15	国立青少年教育振興機構	文科	・我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者等の研修事業や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業等を実施
16	国立女性教育会館	文科	・我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、各分野で男女共同参画を推進するリーダーを対象とした研修、教育・学習プログラム開発、ネットワーク形成等の教育・学習支援を行うとともに、国の政策課題や喫緊の課題、国際協力・連携に資する情報収集・提供、調査研究を実施
17	国立科学博物館	文科	・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、保管、公衆への観覧、教育普及事業
18	物質・材料研究機構 ★	文科	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
19	防災科学技術研究所	文科	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
20	量子科学技術研究開発機構	文科	・量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発 ・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発 ・量子科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること
21	国立美術館	文科	・美術館の設置 ・美術に関する作品その他の資料の収集・保管・公衆への観覧 ・美術に関する調査及び研究
22	国立文化財機構	文科	・博物館の設置 ・文化財の収集・保管・公衆への観覧 ・文化財に関する調査及び研究
23	教職員支援機構	文科	・学校教育関係職員に対する研修 ・学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

No	法人名 ※は行政執行法人 ★は特定国立研究開発法人	主務 府省	主 な 業 務
24	科学技術振興機構	文科	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進
25	日本学術振興会	文科	・学術に関する必要な助成 ・学術に関する国際交流の促進 ・学術の社会的連携・協力の推進 ・学術の振興に関する調査及び研究 ・若手研究者の養成・確保 ・学術の応用に関する研究の実施 ・国の助成事業に関する審査・評価 ・寄付金事業
26	理化学研究所 ★	文科	・科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ・科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及び設備の共用 ・科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上
27	宇宙航空研究開発機構	文科	・宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ・人工衛星等の開発・打上げ・運用等
28	日本スポーツ振興センター	文科	・スポーツ施設の運営業務 ・国際競技力向上のための研究・支援等業務 ・スポーツ振興投票及びスポーツ振興のための助成に関する業務 ・スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務 ・災害共済給付に関する業務 ・スポーツ及び学校安全等の普及に関する業務
29	日本芸術文化振興会	文科	・芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助 ・劇場施設の設置、施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施
30	日本学生支援機構	文科	・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等
31	海洋研究開発機構	文科	・海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等
32	国立高等専門学校機構	文科	・国立高等専門学校の設置・運営
33	大学改革支援・学位授与機構	文科	・大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表 ・大学以外で行われる学習についての学位の授与 ・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等 ・国立大学法人評価委員会からの要請に基づく評価
34	日本原子力研究開発機構	文科	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発
35	勤労者退職金共済機構	厚労	・中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業の実施
36	高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚労	・高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等 ・障害者に係る職業リハビリテーションの提供、障害者納付金関係業務等 ・職業能力開発業務（職業訓練業務）等
37	福祉医療機構	厚労	・社会福祉施設、病院等の設置等に必要な資金の貸付及びこれに伴う経営の診断・指導、情報提供 ・NPO法人など、社会福祉振興事業を行う者に対する助成事業 ・社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する事務 ・地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険とする事務 ・厚生年金保険、国民年金及び労働者災害補償保険の年金受給者に対する年金受給権を担保とした小口の資金の貸付 ・年金住宅融資等に係る債権の管理及び回収
38	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚労	・重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等
39	労働政策研究・研修機構	厚労	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修
40	労働者健康安全機構	厚労	・労災病院等の設置及び運営 ・労働者の健康に関する調査研究、研修、情報の提供、相談等 ・厚生労働大臣の指示に基づく労働災害の原因の調査及び立入検査 ・労働者の業務災害及び通勤災害の保険給付に関する決定に必要な検診
41	国立病院機構	厚労	・国立病院における医療の提供、医療に関する調査・研究、医療に関する技術者の研修
42	医薬品医療機器総合機構	厚労	・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供
43	地域医療機能推進機構	厚労	・病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営等
44	医薬基盤・国立健康・栄養研究所	厚労	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究 ・医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興
45	年金積立金管理運用独立行政法人	厚労	・厚生年金保険及び国民年金における積立金の管理・運用



No	法人名 ※は行政執行法人 ★は特定国立研究開発法人	主務 府省	主 な 業 務
46	国立がん研究センター	厚労	・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供
47	国立循環器病研究センター	厚労	・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供
48	国立精神・神経医療研究センター	厚労	・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供 ・精神保健に関する調査及び研究
49	国立国際医療研究センター	厚労	・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供 ・国際医療協力に関する調査及び研究 ・国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的とした、看護に関する学理及び技術の教授及び研究等
50	国立成育医療研究センター	厚労	・成育医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供
51	国立長寿医療研究センター	厚労	・加齢に伴って生ずる心身の変化に関する、調査、研究 ・長寿医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供
52	農林水産消費安全技術センター ※	農水	・JAS法等関係法令の規定に基づく立入検査 ・JAS規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査 ・肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査
53	家畜改良センター	農水	・家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善 ・飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布
54	農業・食品産業技術総合研究機構	農水	・農業及び食品産業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習 ・家畜及び家畜専用血清類及び薬品の製造及び配布 ・原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布 ・生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託等 ・農機具の改良等に関する試験研究等並びに農機具についての検査の業務 ・出願品種及び登録品種の調査及び栽培試験 ・農作物の種苗の検査 ・ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・農林水産大臣の指示に基づく遺伝子組換え生物等に関する立入り、質問、検査及び収去
55	国際農林水産業研究センター	農水	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究
56	森林研究・整備機構	農水	・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究 ・林木の優良な種苗の生産及び配布 ・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ・農用地及び土地改良施設等の整備
57	水産研究・教育機構	農水	・水産に関する試験及び研究等の実施、またそれに必要な種苗及び標本の生産及び配布 ・栽培漁業に関する技術の開発 ・さけ類及びます類のふ化及び放流 ・水産業を担う人材の育成に必要な学理及び技術の教授 ・海洋の新漁場における企業化等のための調査 ・農林水産大臣の指示に基づく遺伝子組換え生物等に関する立入り、質問、検査及び収去
58	農畜産業振興機構	農水	・畜産・野菜・甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及びその補完対策 ・畜産・野菜の需給調整・価格安定対策、砂糖・でん粉の価格調整 ・経済情勢等の変化に応じた緊急対策 ・生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供
59	農業者年金基金	農水	・農業者年金事業の実施
60	農林漁業信用基金	農水	・農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 ・農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け
61	経済産業研究所	経産	・内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する政策研究
62	工業所有権情報・研修館	経産	・発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供 ・特許庁の職員その他の工業所有権に関する事業に従事する者に対する研修
63	産業技術総合研究所 ★	経産	経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、以下の業務等を実施 ・鉱工業の科学技術に関する研究開発 ・国家計量標準の整備、供給・地質の調査 ・地域産業の技術力の向上 ・技術経営力の強化に寄与する人材の養成
64	製品評価技術基盤機構 ※	経産	・工業製品その他の物資に関する技術上の評価 ・工業製品その他の物資に関する試験・分析・検査等を行う事業者の技術的能力の評価 ・工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報収集・評価・整理及び提供

No	法人名 ※は行政執行法人 ★は特定国立研究開発法人	主務 府省	主 な 業 務
65	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経産	・エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に関する技術開発プロジェクトの管理・評価等 ・京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得等
66	日本貿易振興機構	経産	・中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 ・対日投資促進 ・アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等
67	情報処理推進機構	経産	・情報セキュリティ対策の推進 ・情報システムの信頼性の向上 ・高度IT人材の育成
68	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経産	・石油・天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物の探鉱・開発等に必要な資金の出資、融資及び債務保証 ・石油・天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物の探鉱・開発等に必要な調査・研究・技術開発等及び情報提供 ・石油及び金属鉱物産物の備蓄 ・鉱害防止に係る支援 ・石炭経過業務
69	中小企業基盤整備機構	経産	・起業支援等のファンド出資事業や中小企業の販路開拓を目的としたとマッチング事業 ・企業の経営力強化のための専門家派遣や中小企業大学校における研修事業 ・経営や生活の安定のための共済事業 ・認定支援機関への情報提供、研修等
70	土木研究所	国交	・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発
71	建築研究所	国交	・建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発
72	海上・港湾・航空技術研究所	国交	・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発 ・港湾、航路、飛行場の整備、保全等に関する基礎的な調査、研究及び開発 ・電子航法に関する試験、調査、研究及び開発
73	海技教育機構	国交	・船員志望者及び船員に対する船舶の運航に関する学術的・技能の研究及び教授 ・船舶の保安の確保に関する講習
74	航空大学校	国交	・航空機の操縦に関する学科及び技能を教授することによる操縦従事者の養成
75	自動車技術総合機構	国交	・道路運送車両法に基づく自動車等の基準適合性審査、リコール技術検証等 ・自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査 ・運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保等に係るものに関する試験、調査、研究及び開発
76	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国交	・整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等 ・鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等 ・旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等 ・内航船舶の共有建造、技術支援等
77	国際観光振興機構	国交	・外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等 ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化のための支援等
78	水資源機構	国交	・水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る
79	自動車事故対策機構	国交	・被害者援護業務 ・安全指導業務 ・自動車アセスメント
80	空港周辺整備機構	国交	・福岡空港の周辺地域における、緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成、移転補償及び土地の買い入れ
81	都市再生機構	国交	・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施(経過業務)
82	奄美群島振興開発基金	国交	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け
83	日本高速道路保有・債務返済機構	国交	・高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け ・債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)
84	住宅金融支援機構	国交	・資本市場から資金を調達し、民間金融機関が供給した長期・固定金利の住宅ローンの債権を譲り受ける業務(証券化支援業務)
85	国立環境研究所	環境	・環境の保全に関する調査及び研究 ・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供
86	環境再生保全機構	環境	・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・アスベスト(石綿)による健康被害の救済

No	法人名 ※は行政執行法人 (★は特定国立研究開発法人)	主務 府省	主 な 業 務
87	駐留軍等労働者労務管理 機構 ※	防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務</li> <li>・駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務</li> <li>・駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務</li> </ul>

## 平成29年度・30年度の見直し対象法人一覧(予定)

### 【平成29年度】

所管府省 (対象法人数<うち研究>)	法人名
内閣府(1<0>)	北方領土問題対策協会(中)
消費者庁(1<0>)	国民生活センター(中)
文部科学省 (5<2>)	日本学術振興会(中)
	理化学研究所(研)
	宇宙航空研究開発機構(研)
	日本スポーツ振興センター(中)
	日本芸術文化振興会(中)
厚生労働省 (4<0>)	勤労者退職金共済機構(中)
	高齢・障害・求職者雇用支援機構(中)
	福祉医療機構(中)
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(中)
農林水産省 (3<0>)	農畜産業振興機構(中)
	農業者年金基金(中)
	農林漁業信用基金(中)
経済産業省 (3<1>)	新エネルギー・産業技術総合開発機構(研)
	情報処理推進機構(中)
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構(中)
国土交通省 (5<0>)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構(中)
	国際観光振興機構(中)
	水資源機構(中)
	空港周辺整備機構(中)
	日本高速道路保有・債務返済機構(中)
<b>【準用法人】</b>	
法務省(1)	日本司法支援センター
文部科学省(1)	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)
合計 24法人(うち研究3法人)	

### 【平成30年度】

文部科学省 (4<1>)	日本学生支援機構(中)
	海洋研究開発機構(研)
	国立高等専門学校機構(中)
	大学改革支援・学位授与機構(中)
厚生労働省 (4<0>)	労働者健康安全機構(中)
	国立病院機構(中)
	医薬品医療機器総合機構(中)
経済産業省 (2<0>)	地域医療機能推進機構(中)
	日本貿易振興機構(中)
国土交通省 (2<0>)	中小企業基盤整備機構(中)
	都市再生機構(中)
環境省(1<0>)	奄美群島振興開発基金(中)
	環境再生保全機構(中)
合計 13法人(うち研究1法人)	

<参考:効率化評価の点検対象法人>

所管府省(対象法人数)	法人名
総務省(1)	統計センター(行)
合計 1法人	

## 年度スケジュール（現時点でのイメージ）

平成 29 年 4 月 10 日

4 月～8 月

## 9 月以降の審議のための事前検討

- 今後の審議の在り方・重点事項等について意見交換。
- 今年度の対象法人※についての事前検討。
  - ・各法人の国の政策体系上の位置づけ・役割、社会経済情勢を踏まえた課題やニーズ等について議論
  - ・主務省、法人役員との意見交換

9 月～11 月

## 主務大臣の「評価」「業務・組織の見直し」について審議

- 8 月末日途に、主務大臣から、今年度の対象法人※に係る目標期間の評価結果と業務・組織見直し内容の通知。
  - これらについて審議し、主務大臣に対して必要な意見。（次期中（長）期目標案策定に当たっての留意事項も通知。）

12 月～2 月

## 主務大臣の次期中（長）期目標案について審議

- 1 月中旬途に、主務大臣から今年度の対象法人※に係る次期中（長）期目標案の通知。
  - これらについて審議し、主務大臣に対して必要な意見。

※ 平成 29 年度末に中（長）期目標期間が終了する 24 法人。なお、当該法人中、日本司法支援センター（準用法人）の目標案については、委員会の調査審議の対象外。

- 上記については、ユニット、評価部会において具体的な検討を行った上で委員会に報告し、検討・意見等決定。また、随時、法人運営の活性化につながる取組例について、事務局又は法人から評価部会及び委員会に紹介。
- 会計基準等部会においては、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」について、財政制度等審議会法制・公会計部会との共同WTで検討を進め、夏頃を目途に取りまとめ、委員会にも報告。

## 今後の独立行政法人評価について

平成 29 年 2 月 20 日  
独立行政法人評価制度委員会

## 主務大臣による目標設定、評価

○ 目標設定に当たっては、主務大臣は、主務省の所管する政策を実現するため、法人にどのような役割を与え、どのように法人を活用するのか、どのような成果を求めるのか（どのような成果を挙げれば評価されるのか）を明確に示し、PDCAサイクルが機能するよう心がけるべきではないか。

それを通じて、国民に対して、国の政策における法人業務の位置づけ・役割や、法人の必要性や法人をどのようにマネジメントしようとしているかを明確に示すことにもつながるのではないか。

○ 客観的なアウトカムの評価は重要だが、アウトカムに至るプロセスも重要ではないか。チャレンジングな目標を与え、いい結果が出れば更に高みをめざし、失敗があれば次の改善につなげるというマネジメント文化を定着させていくことが重要ではないか。

そういったプロセス・マネジメントをし、組織運営のダイナミズムを適切に評価していくことも重要ではないか。

## 法人のマネジメント

○ 組織内部でのミッションの浸透には、法人の長が目標をブレイクダウンして、各部署の目的や役割として法人内に示していくことが重要ではないか。

また、トップが時間を割いて現場に赴き、職員に寄り添い声をかけ、褒めるなど、組織が元気になることを意識して自分の言葉で語りかけるなど、トップ発のコミュニケーションが重要ではないか。トップの意向が現場に伝わっているかを監事がチェックすることも重要ではないか。

## 委員会の役割・活動のあり方

○ 委員会は、主務大臣の目標設定のあり方や法人におけるトップマネジメントのあり方の議論に注力してはどうか。その際、全法人に一律の指針やルールを求めるのではなく、①決められた事業を着実に行うことが求められる場合、一定の自立性を持って創意工夫して事業を行うことが求められる場合など、個々の事業で主務省の政策との関わり方が異なるという実態を踏まえた目標設定のあり方や、②法人の規模に応じたマネジメントのあり方等を議論していくことが必要ではないか。

- 目標設定については、研究開発や人材育成など、「アウトカム」「定量的」な目標設定が困難な業務や、成果発現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務について、「定量的」であることに過度にとらわれることなく、目標設定のあり方について引き続き議論を深めていくことが重要ではないか。また、目標の中に改善につながるプロセスを組み入れることにより、法人自らが改善方法を考え、PDCAサイクルを回すように促すことも有意義ではないか。
- 委員会には、法人や現場の職員・研究者が元気を出して業務を行い、法人が困っている課題を解決してオペレーションが回りにやすくすることが求められているのではないか。法人が柔軟な運営を進める上で困っている制度やルール面での課題があれば、どのように解決できるかについて議論し、提言していくことも考えられるのではないか。
- 法人の長のリーダーシップ、職員の創意工夫によって成果を上げ、それが新たな成果につながる好循環が生じているような取組について、事例の把握に努め、法人に紹介していくこととしてはどうか。それにより、法人に対する国民の理解の増進、前例のない取組を躊躇する法人の後押しにつながるのではないか。また、このような取組事例については、何が契機・推進力となって実施に至ったのかについても見ていくことが重要ではないか。
- 会計基準等部会及び財政制度等審議会法制・公会計部会との「共同ワーキングチーム」において、独立行政法人の財務報告（財務情報に加え、法人のミッション・成果など非財務情報を盛り込んだ概念）について検討中であるが、法人の目標設定や評価に一層活用できるようにすべきではないか。
- 委員会は、制度改正を踏まえ、法人に自律的・機動的な運営を促し、その成果を国民に対してわかりやすく示していくべきではないか。

#### <個別法人に係る審議のあり方>

- 見直し対象法人に係る審議については、委員会での調査審議や法人視察は論点のある法人に注力してメリハリつけて実施する、今期の見直し・目標点検で得られた知見を各省と共有するなどにより、重点化・効率化したほうがいいのではないか。
- 法律上の意見として指摘する事項がない法人にも、議論の過程を留意事項としてオフィシャルにすることには、意見形成プロセスを伝えるという意義があるのではないか。